

第19期

第3回

総会議事録

令和3年8月18日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和3年8月18日(水)

2. 開催場所 総合福祉センター

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	佐久間 俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎 幸夫	出席	西田地区
3	小林 正一郎	出席	片平地区
4	濱津 洋一	出席	田村地区
5	吉田 直衛	出席	中田地区
6	北島 繁和	出席	湖南地区
7	降矢 セツ子	出席	田村地区
8	池上 慎一郎	出席	中央地区
9	細山 文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川 弘作	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	吉田 秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤 大吉	出席	日和田地区
16	濱尾 文博	出席	富久山地区
17	柳田 健一	出席	中央地区
18	伊藤 城治	出席	三穂田地区
19	遠藤 昭夫	出席	安積地区
20	松川 延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 三 瓶 克 宏

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼農地調整係長】 柳 沼 一 幸

【主任主査兼庶務係長】 千 葉 崇

【主任主査兼農業振興・農業法人係長】 清 野 裕 一

【農業振興・農業法人係主任】 永 沼 宏 介

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主事】 佐 藤 善 寿

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 15時00分



郡山市農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

小林 正一郎

署名人

須永 静夫

事務局	<p>ただいまより、第3回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、欠席届は出されておられません。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>改めましてこんにちは。</p> <p>雨が続いて稲作農家にとっては若干不安な天気ですね。</p> <p>コロナもだいぶ大変なことになっておりますので、皆さん普段の行動にもお気をつけください。</p> <p>初回の月例総会となります。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>3番 小林正一郎 委員</p> <p>13番 須永 静夫 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の佐藤 善寿主事を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号5ページ中央1番、農振地域内農用地に訂正になります。</p>
議長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番と2番の 2件について付議いたします。</p>

古川 弘作 委員	<p>古川 弘作委員の調査報告を求めます。</p> <p>まず1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、遺贈と農業開始です。 8月5日に事前審査会を行いました。 受け人は渡し人の弟で、遺言で遺贈されたものです。 84歳と高齢ですが見た目より活動的な受け人で、 2番の貸し人から農機具を借ります。</p> <p>次に2番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。 8月5日に事前審査会を行いました。 借り人は1番の受け人と同一人物です。 借り人は20年前から農地を借りて耕作をしていましたが、 今回遺贈を受けるにあたって正式に始めることになるものです。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番と2番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番と2番の 2件について、 許可と決めます。</p> <p>次に3番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>

事務局	<p>3番 1件について 調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、同一世帯の息子への贈与です。 受け人と妻、父親が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に4番 1件について付議いたします。 池上慎一郎委員の調査報告を求めます。</p>
池上慎一郎 委員	<p>4番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>

	(質問、意見なし)
議長	4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、4番 1件について、 許可と決します。 次に5番 1件について付議いたします。 遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。
遠藤 昭夫 委員	5番 1件について調査の結果をご報告いたします。 地上権設定者、地上権者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、区分地上権の設定、放水管設置です。 昭和62年より汚水排水を浄化後にこの放水管を 利用しておりましたが、須賀川市、郡山市との協議をした際に 農地法についての権利設定が漏れていたため、地上権を設定し 利用権を明確にする目的で是正のため申請するものです。 また郡山市道路維持課、農地課、ほか周辺の民地からの同意も 取得しております。 申請地は今年は休耕中で、周辺農地の営農に支障はありません。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
藤田 稔 委員	区分地上権の設定で10年間となっていますが、10年後には再設定など するのでしょうか。
遠藤 昭夫 委員	本人に確認をしました。区分地上権は一般的に10年以上の期間で 設定されるためその最低期間となっております。 相続などを介しても必要があれば再設定される見込みです。
議長	5番 1件について、

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に6番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>6番 1件について 調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、知人への贈与です。 受け人が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、6番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に7番 1件について付議いたします。 細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>7番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 8月8日に現地調査を行いました。 いつでも耕作できるように管理された土地で、許可後には妻と共に</p>

	<p>耕作するとのことでした。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>7番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、7番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に、8番と9番の 2件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>8番と9番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 まず8番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 受け人と娘が農作業に従事します。</p> <p>次に9番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、農業廃止、相手方要望です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に</p>

	<p>該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>8番と9番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、8番と9番の 2件について 許可と決します。</p> <p>10番 1件について付議いたします。 北島 繁和委員の調査報告を求めます。</p>
北島 繁和 委員	<p>10番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、農業廃止、経営拡大です。 受け人の父親が売買予約として仮登記をしておりましたが、 父親が亡くなったためその子供である申請人が買うこととなり 今回の申請に至りました。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>10番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、10番 1件について、 許可と決します。</p>

	<p>次に11番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>11番 1件について 調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、母親が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>11番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、11番 1件について 許可と決します。</p> <p>12番 1件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安 委員	<p>12番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、農業廃止、農業開始です。 8月8日に事前審査会を行いました。 受け人と協力者である父親が出席しました。 渡し人は水戸に在住していますが相続で農地を取得し、 いままで受け人の父親に管理してもらっていたことから 今回の申請に至ったとのことです。</p>

	<p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>12番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、12番 1件について、 許可と決します。 以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。</p>
小林正一郎 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は農業用倉庫の建設です。 農地の区分は、農振農用地と判断しました。 平成25年に隣接地に農業用倉庫を建設したのですが、 長男の就農以来手狭になったため今回の申請に至りました。</p> <p>以上、1番 1件については 農地法第4条第6項各号に 該当するような事項はありませんでしたので、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p>

	<p>2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地 2-1-(1)-ア- (ア) で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は 2-1-(1)-ア- (イ)-b で農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われる農業用施設事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1 番 1 件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1 番 1 件について、許可と決します。</p> <p>以上で、議案第 2 号を終わります。</p> <p>続いて、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1 番 1 件について付議いたします。</p> <p>須永 静夫委員の調査報告を求めます。</p>
須永 静夫 委員	<p>1 番 1 件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は仮設資材置場、仮設駐車場としての一時転用になります。</p> <p>農地の区分は農振農用地として判断しました。</p> <p>市の発注による下水管の改修工事に伴う一時転用です。</p> <p>8 月 3 日に現地調査を行いました。</p> <p>特に問題はありません。</p>

	<p>以上1番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で 4条 1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用の用に供するために 行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで 当該農地を供することが必要であると認められるものであること、 かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は 第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の 達成に支障がないと認められる一時転用事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>（質問、意見なし）</p>
議 長	<p>1番 1件について、 許可相当と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>（全員「異議なし」）</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 許可相当と決めます。 なお、この件につきましては転用面積が30aを 超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の 意見を聴くことにします。 次に2番と3番の 2件について付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。</p>
小林正一郎 委員	<p>2番 3番 2件について調査の結果をご報告いたします。 まず2番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p>

使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。
転用の目的は幼稚園敷地です。
農地の区分は第1種農地として判断しました。
7月27日に事務局と合同調査を行いました。
関係各所との協議も済んでおり問題ありません。

次に3番 1件について調査の結果をご報告いたします。
渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。
転用の目的は宅地分譲になります。
農地の区分は第1種農地と判断しました。
7月27日に事務局と合同調査を行いました。
目的の実現は確実で、周辺農地の営農に支障はありません。

以上2番 3番 2件については、
農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、
許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。

事務局

2番と3番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。
まず2番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。
2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、
農地区分は第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで
甲種農地の要件を満たしていない、特定土地改良事業等の施行に
係る区域内にある土地改良農地です。

許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-g-(a)で
土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することが
できる事業の用に供するために行われる土地収用対象事業です。

次に3番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。
2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、
農地区分は第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで
甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の
規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。

	<p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-g-(h)で 集落地域整備法第5条第1項に規定する集落地区計画の 定められた区域内において同項に規定する集落地区施設及び 建物等の整備の用に供する集落計画事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>2番と3番の2件について、 許可相当と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番と3番の2件について、 許可相当と決めます。</p> <p>なお、この2件につきましては転用面積が30aを 超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の 意見を聴くことにします。</p> <p>次に4番と5番の2件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
吉田職代	<p>議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一 委員	<p>4番 5番 2件について調査の結果をご報告いたします。 まず4番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は現場事務所としての一時転用です。 農地の区分は農振農用地として判断しました。 無許可で一時転用していたもので、顛末書が添付されております。 農地に復元する旨の確約書も添付されています</p> <p>次に5番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。</p>

	<p>転用の目的は現場事務所としての一時転用です。 農地の区分は農振農用地として判断しました。 こちらは無許可で一時転用していたもので、 顛末書が添付されております。</p> <p>同じく農地に復元する旨の確約書も添付されています</p> <p>以上4番 5番 2件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
吉田職代	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>4番と5番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず4番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で 1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、1番同様です。</p> <p>次に5番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で 1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、1番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
吉田職代	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
吉田職代	4番と5番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
吉田職代	異議ないものと認め、4番と5番の 2件について、 許可と決します。 議長交代いたします。
	(議長が佐久間会長に代わる。)

議 長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>次に6番 1件について付議いたします。</p> <p>吉田 直衛委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 直衛 委員	<p>6番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は太陽光発電設備の設置です。</p> <p>農地の区分は第2種農地として判断しました。</p> <p>借り人はITコンサルタント会社も経営しており 目的の実現性は確実です。</p> <p>申請地は山のふもとで15年ほど耕作していない遊休農地で 周辺には農地も民家もなく周辺農地の営農に支障はありません。</p> <p>以上6番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>6番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 農用区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び 第3種農地のいずれにも該当しない農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は 申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが 農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから 許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>6番 1件について、</p>

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、6番 1件について、許可と決します。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>次に、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。</p> <p>まず3番と4番の 2件について付議いたします。</p> <p>なお、この件につきましては、委員が受け人になっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当しますので退席を求めます。</p>
	(該当委員が退席する。)
議 長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	<p>3番と4番の2件の農用地利用集積計画につきましては、所有権移転2件の申請があり、農地集積促進員及び事務局による現地調査並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>3番と4番の 2件について承認と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、3番と4番の2件について、承認と決します。</p> <p>退席委員の復席を求めます。</p>
	(退席委員が復席する。)
議 長	次に1番から6番までのうち3番と4番を除く

	<p>4件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番から6番までのうち3番と4番を除く 4件の農用地利用集積計画につきましては、 所有権移転3件、使用収益権1件の申請があり、 農地集積促進員及び事務局による現地調査 並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしており、 適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番から6番までのうち、3番と4番の2件を除く4件について 承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番から6番までのうち、 3番と4番の2件を除く4件について、承認と決めます。 以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。 1番 1件について 付議いたします。 池上慎一郎委員の調査報告を求めます。</p>
池上慎一郎 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 8月4日に現地を確認しました。 雑木林になってしまい手が付けられず農地への復元は困難です。</p> <p>周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>

議 長	1番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決めます。 次に2番 1件について 付議いたします。 黒澤 大吉委員の調査報告を求めます。
黒澤 大吉 委員	2番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 7月25日に現地を確認しました。 地目は畑ですが、所有者は埼玉県在住で管理されないまま放棄され 原野化してしまい復元は困難です。 周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について 非農地と決めます。 以上で、議案第5号を終わります。 次に議案第6号「空き家に付随した農地に係る 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の 指定解除について」を議題といたします。 1番1件について 付議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	今年の6月の総会で3条許可した案件です。 今回、所有権の移転登記が終わり、別段面積指定の 申請人から指定解除申出書の提出がありました。

	郡山市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱第9条第3号の規定により、指定解除申出書の提出があったときは指定を解除することになっていきますので、解除相当と思われるのですが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(意見交換を経て)
議長	ほかに、ございませんか。
	(なし)
議長	それでは、採決いたします。 別段面積の指定を解除することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、別段面積の指定を解除することに決めます。 以上で、議案第6号を終わります。 続いて議案第7号「令和4年度郡山市関係行政機関等に対する意見の提出について」を議題といたします。 この件につきましては、農地利用最適化推進委員会議で事前に検討していますので、鈴木 光一委員長から報告を求めます。
鈴木 光一 委員長	農業委員会等に関する法律第38条に基づき、 改善の意見につきましては、6月の農業相談日で各地区で事前検討していただいたものを7月の農地利用最適化推進委員総会で検討いたしました。 内容については事務局からご説明いたしますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	次に事務局の説明を求めます。
事務局	こちら1ページが提出する意見の前書きですが、 つくりとしてはまず今日の農業農村を取り巻く環境について、次に世界的な動きについて、その下に国、本市、農業委員会の取り組みといったつくりとなっております。 農業農村を取り巻く環境、国連の取り組みについては昨年と同様ですので説明は省略します。 国の取り組みは今年から変わっておりまして、このような中、

国においては、今年度から、新たな「食料・農業・農村基本計画」や「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく各種施策が実行に移されるほか、SDGsや環境を重視する持続可能な食料供給システムをめざす、「みどりの食料システム戦略」が5月に策定されました、となっております。

本市の取り組みですが、本市では、近年増え続ける自然災害や気候変動への対応を図るとともに、安全・安心な食料の安定供給や、農業DX等の新技術を活用しながら、収益性の高い農業の確立等に向け各種事業を展開していくため、令和4年度から令和7年度を計画期間とする、「第四次郡山市食と農の基本計画」の策定が進められているといった状況となっております。

農業委員会の取り組みについては昨年同様に、本市農業委員会においては、農地を将来にわたり農地として守り、活かし、使える人に引き継ぐことができるよう、地域において将来の農地利用に向けた話し合いを進めるとともに、将来ビジョンの実現に向けたサポートなどの地域活動により、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消対策、新規参入の促進など「農地利用の最適化」を推進しています、となっております。

これらの前書きを踏まえまして、農業委員会等に関する法律第38条に基づき意見を提出するものとなっております。

意見の内容についてですが、これについては、まず1番、農業のDX化につきまして、65歳以上の高齢者が、国内人口の約3割を占めると予想される「2025年問題」は、農業分野においても、農業従事者の高齢化と後継者不足による労働力不足が懸念されている。

作業の効率化や生産性の向上、これまで蓄積されてきた栽培技術の次世代への継承に当たり、デジタル技術の活用が必要である。

と認識し、意見としては

1) スマート農業の普及

農家への導入・実証を加速するためには、関係機関連携した計画的な支援が必要である。

- ① スマート農機、施設、設備等の導入推進及び補助

② 高齢化に対応したアシストスーツ・サポーター等の導入推進及び補助

(2) 実践環境の整備

スマート農業に適した基盤整備やデジタル技術を活用できる環境整備が必要である。

① スマート農業や生産規模に適した農家負担の少ない条件整備及び補助

② 栽培技術継承に伴う技術のデータ化

(3) 学習機会の提供

スマート農業の実践については、学習や研修の場の充実を図り、作業者の育成が必要である。

① スマート農業についての学習会や研修会の開催

② 新規就農者への説明会の開催

③ 経営診断・指導

となっております。

詳細については、まず1番、農業のDX化については、2025年には、団塊の世代が、75歳以上の後期高齢者となりますので、65歳以上の高齢者が国内人口の約3割を占めるとともに、国民の4人に1人が75歳以上という、超高齢社会になることが予想されています。

農業分野では、若い労働力や、後継者が不足するだけでなく、これまで、農村で、農業や地域を支えてきた高齢者も、2025年以降は減少する見通しとなっております。今後は、さらに農地の維持が難しく、厳しい状況となることが予想されています。

その一方で、農家が担う土地の面積は、これまでよりも大きくなり、1年以上、作物が栽培されていない農地も増加しています。

働き手が少なくなり、従来よりも広い土地で、農作業をしなければならない状況に対応するため、作業の効率化や、生産性の大幅な向上が求められています。

こうした、人口減少社会における課題を解決するため、農林水産省では、2025年までに、新たなデジタル技術を活用した、農業の変革（農業のDX化）を推進しています。

項目1の、「農業のDX化」は、

このような状況を踏まえた意見となっています。

(1) のスマート農業の普及についてのうち

①のスマート農機については自動走行トラクターなどを想定しています。

施設、設備等については

生長に合わせた自動かん水施設、設備などを想定しています。

次に②のアシストスーツ・サポーター等については

高齢者や女性にも、重量物の取り扱いを可能とする機器を、想定しています。

(2) の実践環境の整備のうち

スマート農業に適した基盤整備については自動走行トラクターや、自動収穫機などに適した基盤整備を想定しています。

デジタル技術を活用できる環境整備については

AI解析による病虫害防除や、生育管理などを想定しています。

①のスマート農業については

水稻や野菜、果樹、畜産などの、類型に合わせたスマート農業を想定しています。

②の栽培技術については生育ステージごとの、

管理技術を想定しています。

続きまして2番、農地利用集積・集約化対策です。

農業従事者が高齢化し、地域の農地の維持保全が難しくなってきたことから、これからの地域の農業を担う意欲ある担い手が、将来にわたり農地を活用できるよう農地の集積・集約化を促進し、農畜産物生産の効率化を図ること。

(1) 人・農地プランの作成促進

人・農地プランの法定化が検討されており、未作成地区での話し合いを促進し、プランの作成に取り組む必要がある。

① プラン未作成の原因分析と作成を促す積極的な対応

② プラン作成への継続的な支援

(2) 農地中間管理事業の利用促進と事業の拡充

農地の集積・集約化については、人・農地プランの実質化と農地中間管理機構の活用促進を図る必要がある。

- ① 農地中間管理事業の支援措置の拡充
- ② 機構集積協力金交付事業の活用促進と継続的な予算確保

こちらの詳細については、これまで地域の農業を支えてきた方達は、地域での徹底した話し合いにより、ほ場整備や、地域の共同活動などに取り組み、地域の農業・農地を守り、発展させてきました。

こうした方達が高齢化し、若い労働力や、後継者が不足する中で、これからの、地域の農業を担っていく世代が、効率的な農地利用や、スマート農業などの、農業のDX化に取り組んでいくためには、農地の集積・集約化を進める必要があります。

農地の集積・集約化を進めるために、人・農地プランの実質化と、農地中間管理機構の活用促進が、求められています。

項目2の、「農地利用集積・集約化対策」は、このような状況を踏まえた意見となっています。

(1) の人・農地プランの作成促進のうち

人・農地プランの法定化については国が、今年5月に取りまとめた、「人・農地など関連施策の見直しについて」において、「人・農地プランについて、ルールとして、継続的に取り組むべきものとし、法定化を含めて位置付け、地域住民への理解の浸透を図る。」とされたものです。

今後は、「今回の見直し方向に基づき、来年の通常国会に、必要な法律案を提出することを念頭に、農業現場等の意見や、懸念を踏まえつつ、具体的な内容等について検討し、年内を目途に、関連施策パッケージをとりまとめる。」と、されています。

人・農地プランについては本市では、いま現在、対象となる249集落のうち、53地区（89集落）の、約35.7%で作成済となっています。

農業委員、推進委員の皆様は、集落の話し合いにおいて、地域と行政のパイプ役としての役割を担うなど、実質化を推進する上での、キーマンとなります。

(2) の農地中間管理事業の利用促進と事業の拡充のうち

①の支援措置の拡充については農地中間管理事業を活用した、地域などに対する支援として、機構集積協力金があります。

交付要件となる対象面積・機構活用率の緩和や、賃借期間の短縮、交付単価の増額などを想定しています。

続きまして3番の遊休農地対策になります。

遊休農地は、所有者の高齢化等により本人のみでの改善が困難な場合が多く、その発生防止・解消のためには、地域ぐるみの対応が必要であることから、地域の共同活動を支援する各事業の活用促進等を図ること。

(1) 遊休農地を活用した推進作物栽培の調査研究や技術支援

遊休農地の解消については、地域に適した作物導入が有効であり、栽培技術等を検討する必要がある。

- ① 学術機関と連携した薬用作物栽培の調査研究
- ② 食品会社と連携したジャガイモ栽培の調査研究
- ③ 土壌診断と土質改良への補助

(2) 基盤整備事業の推進

未整備地等の耕作条件不利地は、担い手の敬遠により耕作放棄が進行しているため、積極的に基盤整備を行う必要がある。

- ① 20ha～30ha単位での基盤整備の実施
- ② 基盤整備事業の農家負担軽減要件の緩和及び補助率の拡大

こちらの詳細についてになりますが、

(1) の遊休農地を活用した推進作物栽培の調査研究や技術支援のうち

①の薬用作物栽培の調査研究については近年、

国内での漢方製剤市場の拡大と、中国での生薬需要の増加により、薬用作物の価格が上昇しています。

漢方製剤の原料となる薬用作物は、約8割を中国からの輸入に依存していますが、中国での需要増加による供給不安から、漢方製剤を安定的に供給するために、国内生産へのニーズが高まっているという状況があり、要望するものです。

②のジャガイモ栽培の調査研究についてはカルビー株式会社が、ポテトチップスの原材料となるジャガイモの生産を、国内に戻しているということから、要望するものです。

③の土壌診断と土質改良については東部土地改良区を主に想定したものです。

土壌が悪く耕作が難しい農地が多くありますが、土壌改良には費用もかかるため、補助を要望するものです。

続きまして4番担い手の育成・支援になります。

将来にわたって地域農業を担う意欲ある担い手の育成・確保については、関係機関一体となり、新規就農者や法人化に向けた取り組みを支援し、定着させること。

(1) 新規就農者の確保と育成への支援

新規就農者の確保・育成のため、市内外への就農に係る情報提供やPR活動の実施と、農業開始時の農作業機械等の設備投資等に係る支援が必要である。

- ① 各種支援制度、補助事業等の積極的なPR活動
- ② 農作業機械等の共同利用やリースによる活用支援の拡充
- ③ 農作業機械等の補助要件の緩和
- ④ 国・県・市が実施している支援に関する

ワンストップ相談窓口の設置や、関係機関合同による相談日の設置

- ⑤ 栽培技術や経営のサポーター配置による支援

(2) 地域の担い手への支援

地域の担い手については、持続可能な農業経営のため環境整備による経営の安定化を図る必要がある。

- ① 飼料用米への転換における期間や品種等支援要件の緩和
- ② 米の消費拡大を目指した海外への輸出促進
- ③ 共同で利用可能な子実コーン用の乾燥施設の整備
- ④ 転作100%達成者への支援

こちらの詳細についてになりますが、

(1) の新規就農者の確保と育成への支援のうち

②の農作業機械等の共同利用やリースによる活用支援については新規就農にあたり、農作業機械等への設備投資が、高いハードルとなることから、就農者間での農作業機械・施設の共同利用や、リースの活用を支援することです。

(2) の地域の担い手への支援のうち

①の期間や品種等については産地交付金の追加配分を受けるには、3年以上の契約期間が必要であり、飼料用米に用いられる品種が指定されている状況です。

②の海外への輸出促進については国内の米消費は低迷しており、国内需要の喚起策だけでは、米の消費拡大は難しいと考えられるため、海外での、消費掘り起しなどの施策による、輸出促進を図るものです。

③の子実コーン用の乾燥施設についてはライスセンターのような施設のことです。

最後に5番農業振興対策です。

本市の持続可能な農業の発展のため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、原子力災害由来の風評影響、自然災害、さらには近年増加傾向にある有害鳥獣被害にも適切に対応すること。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、米をはじめ花、果実、牛肉等の農産物全般で売り上げが伸びず、販売価格も下落しているため、減額分を補う新たな補償制度が必要である。

(2) 原子力災害対策

原子力災害による風評影響が未だに根強く続いているため、対策の継続と新たな風評被害を発生させない取り組みが必要である。

① 農畜産物の風評被害に対する損害賠償の継続

② 東京電力福島第一原子力発電所に保管されているトリチウム水の海洋放出は、農産物を含むあらゆる分野において確実に風評被害が発生すると考えられるため、被害に対応する柔軟な補償対策を国・県へ要望

(3) 自然災害対策

近年、台風や大雨等の自然災害が多発しており、被害防止の取り組みが必要である。

① 大雨や災害に伴う農地の水没防止のための水路整備と水路に関する連絡先の一本化

② ハザードマップの浸水想定区域内にある農業施設の移転への補助

(4) 有害鳥獣被害防止対策

イノシシ等による農作物被害については、継続的な支援が必要である。

① イノシシ等有害鳥獣捕獲組織への経費増額と捕獲後処理の労力軽減

(5) 地産地消及びブランド化の促進

地場産農畜産物の地産地消とブランド化による消費拡大を図る必要がある。

① 「郡山旬の野菜の日」を制定し、生産者、流通業者、消費者と連携した地場野菜の生産・消費拡大

② 地場農畜産物のブランド化の推進

③ 郡山東IC付近への、地場産農畜産物販売の中心となる農産物・農産加工品直売所の設置

(6) その他

① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、海外の種場の生育状況等の確認が困難になっており、今後の種場の国内回帰を見越した種場と種苗会社の誘致

② 表面を樹脂（プラスチック）膜でコーティングした「被覆肥料」は、マイクロプラスチックによる海洋汚染の原因になるため、環境に配慮した素材への改良を促進するよう国・県へ要望

③ 農道・農道法面保護のため、除草剤の適正使用の指導

④ 太陽光発電設備の設置に規模の制限を設けるなど、設置に対する規制強化

こちらの詳細についてになりますが、

(1) の新型コロナウイルス感染症対策については、現行の補償制度は、休業等している飲食店と取引があること、外出・移動の自粛により、直接的な影響を受けていること、により、

月の売り上げが、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している事業者等が対象となっており、支給額も月、上限10万円から20万円となっています。

(2) の原子力災害対策については

トリチウム水の海洋放出について、国は、今年4月に海洋放出の方針を決定し、2年後をめどに海洋放出を開始する予定であると発表しました。

トリチウムの濃度を、国内の規制基準の40分の1以下にして、安全性を確実に確保した上で実施し、科学的な根拠に基づく情報発信を含めて、政府一体となり、風評被害がおこらないよう全力を尽くすと説明しています。

(3) の自然災害対策のうち

②の農業施設の移転についてはハウスなどの農業施設を、高台に移転することを、想定しています。

(4) のその他のうち

②の被覆肥料については肥料成分が徐々に溶出するため、作物による利用効率が高く、地下水等への肥料成分の流出が少ない、生育途中での追加の肥料が省略できる、などの利点がありますが、台風や豪雨の際には、被覆に使用されている樹脂が、農地から水路、川を經由して海へ流出します。

マイクロプラスチックによる海洋汚染が問題となっている中、このような状況が続けば、農家への非難に繋がることも懸念されます。

④の太陽光発電設備の設置については太陽光発電設備が、農地や休耕地等に設置されていますが、乱立防止のために、規模の上限を設けることを、想定しています。

以上です。

議長

ただいまの鈴木 光一委員長からの報告及び事務局の説明に対しご意見、ご質問等ございませんか。

須永 静天
委員

様々なものが網羅されていますが、予算要望と制度要望で分けたほうが良いのかなと思いました。
また国、県、市どこにたいする要望か明確にしたほうがアピール

	できるかなと思いますので、意見とします。
議長	とくに回答は求めないということですね。
須永 静夫 委員	はい。
議長	では次回の意見提出ではそちらも考慮した形で作成しようと思います。
議長	ほかに、ございませんか。
	(なし)
議長	それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、原案のとおり決します。 以上で、議案第7号を終わります。 続いて、報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1番から6番までの 6件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第1号を終わります。 続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1番から28番までの 28件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第2号を終わります。 続いて、報告第3号「受理通知書の返納願いについて」 次のとおり、1番 1件について、 郡山市農業委員会規程 第17条第26号の規定により 受理をしたので報告する。 報告第3号を終わります。 続いて、報告第4号「情報活動強化対策専門委員会委員の指名について」 次のとおり郡山市農業委員会総会運営要領

	<p>第12条の規定により指名したので報告する。 報告第4号を終わります。</p> <p>ただいまの 第1号から第4号までの報告について ご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>以上で報告事項を終わります。次にその他ですが 農業振興地域に変更に関して、事務局から説明があります。</p>
事務局	<p>農業振興地域の変更に関して、特別委員会を開催し、 許可基準について、ご審議いただきたいと思います。</p> <p>8月締め切りの案件の審議予定がありますので 来月の総会終了後に特別委員会を開催し、郡山市農業委員会 総会運営要領第8条第1項に基づき、その結果を総会の 決定として回答したいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>それでは、ただいまの説明のとおり進めることに致します。 その他ございませんか。</p>
事務局	<p>農業委員会例規集を配布いたしました。 押印省略についての規定も追加されていますので 後程ご覧ください。</p> <p>新任委員の研修会は8月30日13時30分から 西庁舎5階5-2会議室で行います。 ご出席のほうよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第3回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

第3回総会（令和3年8月18日開催）の概要

第3条 農地の異動は

12件で、田 9,910㎡ 畑 13,506㎡ でした。

第4条 農地転用は

1件で、農業用倉庫1件でした。

第5条 農地転用は

6件で、資材置場、駐車場1件、幼稚園敷地1件、宅地分譲1件、現場事務所としての一時転用2件、太陽光発電設備1件でした。

この他、農用地利用集積計画、非農地証明、空き家に付随した農地にかかる農地法第3条第2項第5号の別段面積の指定解除について、令和4年度郡山市関係行政機関等に対する意見の提出について等がありました。